

船員災害防止計画

船員災害防止計画とは

船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和42年法律第61号)の規定により、国土交通大臣は、5年ごとに船員災害の防止に関し基本となるべき事項を定めた船員災害防止基本計画を作成し、基本計画の実施を図るため、毎年、船員災害防止実施計画を作成しなければならないとされている。

第12次船員災害防止基本計画(令和5年度～令和9年度)

船員災害の減少目標

	死傷災害	疾病
一般船舶等	13%減	8%減
漁船	6%減	10%減
全体	11%減	9%減

(前計画期間からの平均発生率の減少目標)

船員災害の死亡・行方不明発生人数 2割減
メンタルヘルス系疾病(精神行動障害)発生人数 1割減

主要な対策

- 作業時を中心とした死傷災害防止対策
- 海中転落・海難による死亡災害防止対策
- 漁船における死傷災害防止対策
- 船舶の設備等ハード面での安全対策の推進
- 船員の健康確保
- 新型コロナウイルス等の感染症予防対策
- ハラスメント防止とメンタルヘルスの確保
- ITを活用した健康管理等の推進
- 年齢構成を踏まえた死傷災害・疾病防止対策

令和5年度船員災害防止実施計画(案)

船員災害の減少目標

	死傷災害	疾病
一般船舶等	13%減	8%減
漁船	6%減	10%減
全体	11%減	9%減

船員災害の死亡・行方不明発生人数 2割減
メンタルヘルス系疾病(精神行動障害)発生人数 1割減

総合的な安全衛生の向上を目指した取組

- 船内労働安全衛生マネジメントシステム、船内向け自主改善活動(WIB)、社内・船内安全衛生委員会等の安全衛生管理体制の整備とその活動の推進
- 死傷災害・疾病に係るリスク低減対策等の船内の居住環境・作業環境の整備・改善

重点を置くべき船員災害に対応した取組

- 作業時を中心とした死傷災害防止対策
→多発する「転倒」、「はさまれ」、「転落・墜落」、「動作の反動・無理な動作」の最新の事故事例を参考とした防止対策の徹底
- 海中転落・海難による死亡災害防止対策
→作業用救命衣等の保護具の使用の徹底等
・作業方法等の再検討による海中転落対策
・知床遊覧船事故を踏まえた対策の実施
- 漁船における死傷災害対策
→水産庁における漁船の安全操業に関する取組の普及・促進等
- 船員の健康確保対策
→・船員向け産業医制度等の適切な実施
・健康診断の定期的・継続的受診、健康相談等の利用、船内供食での生活習慣病予防対策
・協会けんぽ実施の健康サポートの利用促進
- 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症の予防対策の徹底
- 船舶の設備等ハード面での安全対策の推進
→船員トリプルエス大賞のハード面での効果的な対策の横展開等
- ハラスメントの防止とメンタルヘルスの確保
→・国による指針や制度の周知、相談窓口の設置、社内研修の実施 等
・ストレスチェックによるメンタルヘルス対策の実施
- ITを活用した健康管理等の推進
→民間事業者等によるITを活用した健康管理、労働時間管理システムの活用・普及促進
- 年齢構成を踏まえた死傷災害及び疾病対策
→死傷災害・疾病発生率の高い60歳以上の高齢船員の死傷災害及び疾病防止対策